

下野市子ども計画概要版

1 計画概要

計画策定の目的

国は、令和5年4月に、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進することを目的とした『子ども基本法』を制定し、また、同年12月には同法に基づいて「子ども大綱」が閣議決定されました。これは、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会、いわゆる「子どもまんなか社会」をめざすもので、その実現に向けて自治体子ども計画を策定することの必要性が示されました。

このため、本市では現行計画である「第2期下野市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度に終了することから、「下野市子ども・子育て支援事業計画」を包含する「下野市子ども計画」として新たに策定しました。

計画期間

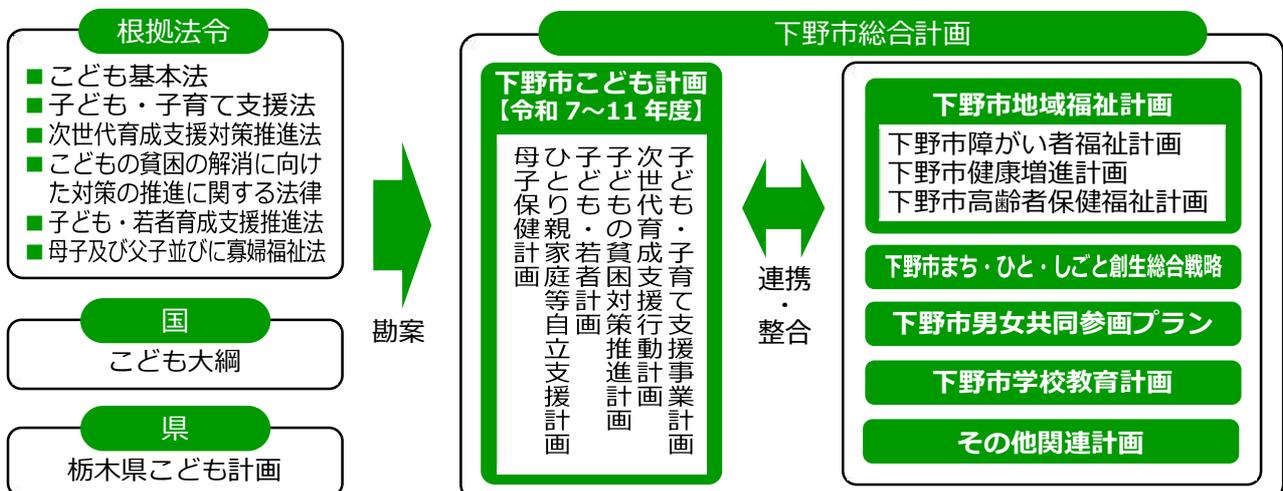
本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。計画最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 第二期下野市子ども・子育て支援事業計画 </div>					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; background-color: #008000; color: white;"> 下野市子ども計画 </div>				

計画の位置づけ

本計画は、子ども基本法に基づく「子ども計画」として位置づけるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭等自立支援計画」及び、市町村における母子保健計画策定指針に基づく「母子保健計画」と一体的なものとして策定します。

また、本市の最上位計画である「下野市総合計画」や、関連計画との整合・連携を図りながら、この計画における個々の施策を推進していきます。



2

計画の基本的な考え方

基本理念

こどもたちの現在（いま）と未来を応援し、あらゆるこどもが輝くまち しもつけ

未来を担うすべてのこども・若者が、夢や希望をもち自分らしく成長できるよう、そして、希望する誰もが安心してこどもを産み、喜びを感じながら子育てをすることができる下野市を目指し、本計画の基本理念を掲げます。

3

施策の展開

基本目標 1

ライフステージに応じた切れ目のない支援

子育ては、乳幼児期だけでなく、こどもの誕生前から乳幼児期後も、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまで続きます。そのため、行政として切れ目のないサービスを提供し、ライフステージを通して社会全体で子育て家庭を応援します。

基本施策と主な取組

(1) 安心できる相談支援体制と情報発信の充実

- 属性や世代を問わない相談支援 ⇒福祉まるごと相談窓口の設置、重層的支援ネットワークの構築
- 情報発信の充実 ⇒子育てハンドブックの作成、子育てアプリの活用

(2) 親子保健及び健康づくりの充実

- 妊娠・出産・子育て期の支援 ⇒こんにちは赤ちゃん事業、産後ケア事業、親子教室
- 子どもの健康の確保 ⇒乳幼児健診（4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児）

(3) こども・若者の健やかな心身の育成

- 経済的支援 ⇒こども医療費の助成、各種手当の支給、定期・任意接種の助成
- 生活習慣病の予防や心身の悩みについての保健指導の実施 ⇒青年期生活習慣病健診

基本目標 2

良好な生育環境の確保

乳幼児期の育ちには、愛着関係の形成と豊かな遊びと体験が不可欠です。また、自分が安心できる居場所があることは、自己肯定感や自己有用感につながります。これらを踏まえ、こどもや保護者・養育者がともに健やかに生活でき、誰もが幸せな状態で成長できる環境づくりを支援します。

基本施策と主な取組

(1) 質の高い就学前教育・保育の提供

- 課題別研修の実施・充実 ⇒市内保育士研修や普通救命講習の受講
- 就学前教育・保育施設への運営支援 ⇒各種補助金の交付、保育士等就業奨励金交付事業

(2) こども・若者の居場所づくりや成長できる場・機会の提供

- 若者の居場所創出 ⇒公共施設におけるフリースペースの活用
- 多様な体験・交流活動の充実、世代間交流の推進 ⇒地域こども食堂の運営支援

(3) こどもと共に育つ保護者・養育者の成長の支援・応援

- 児童館事業、子育て支援推進事業、地域子育て支援拠点事業の実施
⇒こどもと保護者が交流を深めるプログラムの実施、支援専門員による相談支援

(4) 地域の人に関わる子育て支援体制の推進

- 市民ボランティア団体の育成 ⇒市民活動センターを中核とした市民活動団体の育成及び支援
- 地域や学校、家庭との連携 ⇒コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の推進

(5) 発達等に支援が必要なこども・若者を対象とした施策の推進

- 福祉サービスの実施 ⇒療育支援、児童発達支援・放課後等デイサービス、障がい児保育の充実
- 相談・支援体制の充実 ⇒こども発達支援センターこぼと園による相談

(6) ひとり親家庭への支援の充実

- 相談支援の充実 ⇒母子・父子自立支援員による相談、各種貸付事業の相談

(7) 経済的困難を抱える家庭への支援

- 生活の安定に資するための支援 ⇒フードドライブによる食糧支援、就労支援、福祉資金貸付の相談
- 教育の支援 ⇒学習支援室ドリームの運営、就学援助事業、進学・就職準備給付金

基本目標3

こども・若者の権利・安全を守る

こども基本法の基本理念では、全てのこどもについて、意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会の確保に加え、その意見を尊重し、最善の利益を優先して考慮することが掲げられています。これらの視点から、こども・若者の社会参画と意見反映を進めていきます。

基本施策と主な取組

(1) こども・若者の権利の周知

- 人権啓発活動の実施 ⇒人権の花運動
- 男女共同参画の取り組み ⇒情報紙の発行、男女共同参画に関するセミナーの開催

(2) こども・若者の社会参画・意見反映の促進

- こども・若者が意見表明できる機会の充実
⇒中学生議会、各種計画策定におけるこどもの意見聴取
- 中学生、高校生による自発的なボランティア活動の支援
⇒下野ジュニアリーダーズクラブ

(3) 児童虐待防止対策の推進

- 要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携・強化
⇒オレンジリボンキャンペーン、児童虐待防止講演会の開催
- 児童家庭相談の充実 ⇒児童虐待相談窓口の開設、里親の周知啓発

(4) こども・若者の安全と安心の確保

- こども・若者を交通事故、災害や犯罪から守る取り組み
⇒交通安全教室・防災講話・消費者教育講座・水辺の安全教室の実施
- 通学路の安全確保
⇒交通安全施設の整備、スクールガードボランティア、通学路安全推進協議会の開催

(5) ヤングケアラー・若者ケアラーへの支援

- ヤングケアラーの相談体制の充実
⇒相談窓口の設置、周知啓発や関係機関との連携、実態把握
- 専門機関との連携 ⇒関係機関による具体的な支援体制に向けた連携

(6) いじめ防止対策の推進

- 教育カウンセリング事業の充実
⇒スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置
- 自死予防に向けての取り組み
⇒こころの健康相談、相談窓口のリーフレット配布、ゲートキーパー養成講座の開催

基本目標4

若い世代の結婚・子育てに希望の持てる環境の創出

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向け、男性の家事や子育てへの参画の促進を図るとともに、保護者・養育者が相互に協力しながら子育てに取り組むことを、社会全体で支援する環境づくりを進めます。

基本施策と主な取組

(1) 結婚・子育てへの社会全体での支援

- しもつけっ子応援プロジェクト
⇒妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援への全庁的な取組
- 結婚を希望する方への支援 ⇒とちぎ結婚支援センターの運営支援

(2) 共に協力しながら働き・子育てできる社会の推進

- ワーク・ライフ・バランスの推進
⇒下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度
- 多様な就業形態に対応した預かりサービス
⇒延長保育、病児保育、休日保育、一時預かり保育、放課後児童クラブの運営

4

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の目標値として、以下のように設定しました。

教育・保育事業		単位	令和5年度 実績	令和7年度 目標	令和8年度 目標	令和9年度 目標	令和10年度 目標	令和11年度 目標
1	教育 1号認定(3~5歳児)	人	592	524	531	513	518	529
	保育 2号認定(3~5歳児)	人	1,113	1,126	1,119	1,131	1,139	1,140
	保育 3号認定(0~2歳児)	人	927	932	951	989	1,007	1,021
	0歳	人	221	224	242	264	264	264
	1歳	人	334	323	325	336	348	351
	2歳	人	372	385	384	389	395	406
子ども・子育て事業		単位	令和5年度 実績	令和7年度 目標	令和8年度 目標	令和9年度 目標	令和10年度 目標	令和11年度 目標
1	利用者支援事業							
	特定型	か所	1	1	1	1	1	1
	子ども家庭センター型	か所	-	1	1	1	1	1
	妊婦等包括相談支援事業型	回	-	1,146	1,131	1,116	1,101	1,086
2	地域子育て支援拠点事業	人日/月	1,844	1,732	1,723	1,719	1,693	1,672
3	妊婦健康診査	人回	4,579	4,584	4,524	4,464	4,404	4,344
4	乳児家庭全戸訪問事業	人	380	375	370	365	360	355
5	教育支援訪問事業	人日	390	280	280	280	280	280
6	子育て短期支援事業(ショートステイ)	人日	2	42	42	42	42	42
7	ファミリー・サポート・センター事業(就学児)	人日	94	125	121	118	118	114
8	一時預かり事業(預かり保育)							
	幼稚園型	人日	13,548	13,100	12,800	12,500	12,300	12,100
	一般型(未就園児)	人日	7,035	8,150	8,150	8,150	8,150	8,150
	ファミリー・サポート・センター事業(未就学児)	人日	194	200	200	200	200	200
9	時間外保育事業	人	1,208	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
10	病児保育事業	人日	4,191	4,600	4,700	4,900	4,900	4,900
11	放課後児童健全育成事業	人	1,321	1,451	1,559	1,664	1,699	1,737
12	子育て世帯訪問支援事業	人日	-	240	240	240	240	240
13	児童育成支援拠点事業	人日	-	-	15	15	15	15
14	乳児等通園支援事業	人日	-	-	24	24	24	24
15	産後ケア事業	人日	-	495	510	525	525	525

5

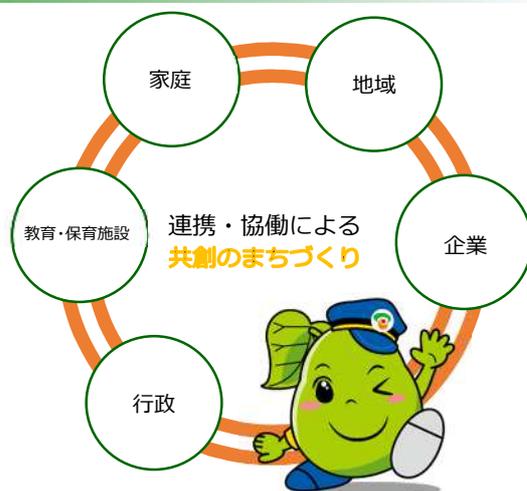
推進体制

計画の推進に向けて

子育て家庭を地域全体で支援するにあたっては、行政だけでなく、市民や関係団体、企業等の多様な組織・機関が連携しながら、協働して取り組む必要があります。

そのため、広報紙、市ホームページ、FMゆうがお等を通じて、本計画で示した基本理念及び基本方針、各種取り組みについての周知啓発を行い、市民一人ひとりや地域における主体的な活動を促進し、こどもを産み育てやすく、こどもが健やかに育つ環境づくりを推進します。

各種施策及び本計画の推進については、実効性を高めるため、庁内関係部署・課と関連機関や組織・団体等との連携強化を進めるとともに、子ども・子育て会議において計画の進捗について確認する機会を毎年度設けるなど、総合的かつ計画的に取り組めます。



計画書本編をご覧になりたいときは…

[下野市子ども計画](#) で検索

検索